



赤い羽根 ポスト・コロナ（新型コロナウイルス）社会に向けた福祉活動応援キャンペーン

生活困窮者への緊急支援活動助成 応募要項

1. 趣 旨

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、生活福祉資金コロナ特例貸付の償還が令和5年度から開始されましたが、物価高騰などにより、引き続き生活再建が困難な方が数多くいます。

借受人の中には、償還免除等の手続が行えていない人や、支援が必要な状態であっても自立相談支援機関等の相談窓口につながっていない人もおり、こうした人々に支援を届けていくためにも、アウトリーチや支援につながるためのきっかけづくりが求められています。

本助成では、そのような生活にお困りの方への生活相談時に配布するための食料や日用品の整備や、これらの配布を通じたアウトリーチ等の活動を対象に緊急的な支援を行います。

2. 実施主体

社会福祉法人岩手県共同募金会

3. 助成事業の対象期間

令和5年4月1日～令和6年3月31日

※ 既に完了している事業は、対象としません。

4. 応募の対象となる団体

県内の社会福祉協議会

5. 助成の対象となる活動

新型コロナウイルスによる影響の長期化により、生活に困窮している方々を対象とする下記の活動を対象とします。

- 食料や日用品の配布事業を通じたアウトリーチ、相談事業
- 生活困窮に関する相談事業（電話代、SNS サービス利用料の通信運搬費等）
- 生活相談に来られた方に緊急的に配布する食料品・日用品等の整備、保管
- 生活に困窮している方を把握するためのアプローチ、つながるためのきっかけづくり（アンケート、電話、訪問等）

6. 助成対象経費

基本的に活動（事業）に要する下記の経費を対象とします。

消耗品・備品費（食料品、日用品、食料保管に係る冷蔵庫等）、印刷製本費、通信運搬費、旅費交通費 等

助成対象外経費

- ・ 事業にかかる人件費、謝金
- ・ 食料品や日用品の配布を主な目的とした活動に要する経費（相談支援など他の支援活動と組み合わせた活動は助成対象）
- ・ 生活相談者個人への直接的な金銭給付に係る活動の経費
- ・ 当該経費の妥当性が応募趣旨にあわないもの、または応募書から当該経費の必要性が読み取れないもの
- ・ ボランティア活動保険料（ボランティア行事用保険は助成対象）
- ・ ボランティアの謝金（交通費などの実費弁償は助成対象）
- ・ 団体及び団体役員が所有する場所や物の賃借料
- ・ 団体の維持・管理のみを目的とした経費
- ・ 助成対象期間外の活動に関する経費

その他

補助金などの公的費用や他の助成金が充当される活動については、経費が明確に区分できる場合は助成対象となります。まずはご相談ください。

7. 助成額

- (1) 助成総額
300 万円（予定）
- (2) 助成上限額
1 件当たり 50 万円（万円単位）

8. 応募方法

応募書（様式 1：本会ホームページの「お知らせ」からダウンロードできます）に必要事項を記入し、提出期限までに、本会まで郵送にて提出してください。

なお、申請事業に関係した資料（事業内容が分かる書類など）がある場合は、添付してください。

【提出期限】令和 5 年 11 月 15 日（水）必着

9. 助成決定等

(1) 助成の決定

- ・ 申請内容を審査の上決定し、結果を通知します。（11 月末予定）
- ・ 応募額から減額して助成金額を決定する場合があります。
- ・ 応募多数の場合は、活動の効果や緊急性、経費の必要性が応募書から読み取れるものを優先して助成します。

(2) 助成金の交付

助成決定団体には、応募書記載の金融機関口座に助成金を送金します。（12 月中旬予定）

(3) 事業の完了

活動終了後1か月以内（最終期限：令和6年4月22日）に、事業完了報告書及び添付書類（領収書のコピー等）を本会まで提出してください。報告様式等の詳細については、決定通知にてお知らせします。

なお、報告と申請内容に相違（事業内容等の相違）がある場合、助成金の一部又は全額を返還していただくことがありますので、ご注意ください。

(4) 助成決定後のお願い

本助成事業は、多くの方々から寄せられた寄付金を原資としていますので、今回の助成金での取組をホームページやSNSなどで発信し、寄付者に対し使いみちの報告を行ってください。

10. 問合せ先

社会福祉法人岩手県共同募金会（担当：西川、佐藤）

〒020-0831 盛岡市三本柳8-1-3

TEL：019-637-8889 FAX：019-637-9712

E-mail：iwate-kyoubo@iwate-shakyo.or.jp